



日本年金機構の職員や委託事業者などと称して、 現金を詐取する「不審な電話や訪問」にご注意ください

前回に続き、今回は、これまでに寄せられた「不審な電話や訪問のケース」を紹介します。

■個人情報を聞き出すもの

- ①日本年金機構の職員を名乗り、「年金の支払いのために年齢や預貯金額、家族構成を教えなければ、年金の支給を差し止める」と言われた。
→電話や訪問で、年齢や預貯金額、家族構成などの個人情報をお聞きすることはありません。
→電話や訪問による質問に答えないことによって、年金の支給を差し止めることはありません。
- ②運送会社を名乗り、「年金関係の荷物を預かっているが、配達できないので、職業や会社名を教えてください」と言われた。
→日本年金機構からお客様に文書をお届けする際に、職業や会社名をお聞きすることはありません。

■現金を詐取するもの

- ①日本年金機構の職員を名乗る男性が、お客様の自宅に国民年金保険料を集金に来るので、毎月現金を支払っていた。集金に来なくなったので年金事務所に照会したところ、職員が訪問して国民年金保険料を集金した事実はなく、日本年金機構の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚した。
→日本年金機構職員及び委託事業者が訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した写真付き身分証明書を携行し、お客様に掲示いたします。
- ②年金事務所の職員を名乗る男性が、お客様の自宅を訪問し「滞納している保険料を支払わないと差押えする」と言われ、お客様は男性に現金を支払ってしまった。その際、後日送付すると言われた領収書が届かないため年金事務所に照会したところ、年金事務所の職員をかたった保険料の詐取であることが発覚した。
→現金をお預かりしたら、その場で必ず「領収証書」を発行します。
- ③「保険料の納めすぎによる還付金があります」「給付金が戻るので手続きするように」などと近くのATM（現金自動預け払い機）に行くよう指示されたため、銀行名、口座番号などを教え、現金を振り込んだ。
→銀行口座番号や振込先などをお聞きすることはありません。
→ATMの操作や現金の振り込みを指示することはありません。
- ④「年金の手続きが済んでいないので、代わりに手続きをしてあげる。手数料が必要」などと言われ、現金を渡した。
→日本年金機構の職員が行う公的年金の手続きに手数料は一切かかりません。また、職員が代行で手続きを行うことはありません。

【お問合せ】 住民生活課 担当：金沢

国民健康保険税(第7期)、後期高齢者医療保険料(第4期)の納期は、

1月31日(月)です。忘れずに納入しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。